

## 第4回定例会質疑

2016・12・7

(堤 県議)

県政諸般の報告について質疑します。

知事は県政諸般の報告の安心の分野で、「熊本地震の検証結果等も踏まえ、ハード・ソフト両面から取り組んでいく。」と述べていましたが、12月6日の熊本地震に伴う災害情報第97報では、建物被害が9,246棟、うち一部損壊が住家で7,890棟、非住家で1,071棟となっています。これらの一部損壊には、義援金等からの見舞金しかなく、復旧が進んでいない状況が見受けられます。いまだにブルーシートを屋根等にかけている家を見ると本当に胸が痛みます。一部損壊も対象となるように支援制度を拡充するべきと考えますが答弁を求めます。

(生活環境部長)

支援制度の拡充についてお答えします。

国の生活再建支援制度は、大規模半壊以上でかつ世帯数等の規模要件があります。それに対し、本県では、半壊から対象とするとともに、1世帯の被災でも適用しています。またその金額についても、同様の制度を有している他県と比べても充実した内容となっていると認識しています。半壊から対象としているのは、半壊住家は居住のための基本的な機能の一部を喪失しており、生活再建のためには、多額の費用を要するとの考え方に基づくものです。

今回の地震による一部損壊に対しては、全国から多額の義援金をいただいたので、一世帯につき約9万円の義援金を配分することとしております。

(堤 議員)

この問題は度々質問して来ましたが、一部損壊について制度拡充すべきではないかと。私は県の独自の制度について後退していると全く思っておりません。他県に比べて制度的によく出来ていると思います。ただ床上浸水と一部損壊では差が出てきている。今回の場合には地震ですから、一部損壊は多数にのぼる。未だブルーシートを張って、なかなか修繕も出来ない。そういう方々に、一部損壊も生活の再建の為に支援制度を拡充すべきだと思いますが、再度答弁を求めます。

(生活環境部長)

議員がおっしゃいますように、確かに一部損壊の方でもその方の状況、例えば経済状態などによって、負担感が大きい方もいらっしゃるかと思います。そこで私どもとしては、多くの方から頂いた義援金をお配りすることで、少しでも負担を減ら

す事が出来ればというふうに考えている。被害の規模としては半壊を 1 つの基準というふうに考えております。

(堤 議員)

義援金は全国からの義援ですから、それを被災者の方に分けるというのは当然の事だと思います。生活再建とよく言われますが、一部損壊でも生活再建ならない所もあるわけです。そこは罹災証明によって一部損壊という状況であって、昨日の報道番組を見ていたら、本来は半壊であるが、一部損壊の罹災証明がだされていたが、もうすめないといって家そのものを壊したという状況も由布市であったと報道されていました。そういう方も、一部損壊だから県の制度では支援できない。生活再建出来ないんです。そういう点から考えると、一部損壊も金額を細かく細分化してでも、支給の額を決めていくような制度を拡充しても悪くないと思いますが、再度答弁を求めます。

(生活環境部長)

今のお話でございますが、公的なお金を使う以上どうしても一定の基準が必要で、その基準に基づいて一律にという形になろうかと思えます。先ほど義援金については、制度と言うことではありませんが、そういう方に対して義援金という形で、配分させて頂いているということでご理解頂きたいと考えています。

(堤 県議)

鳥取県では、今年10月の鳥取県中部地震復興支援策として、既存の被災者住宅再建支援補助金を拡充し、損害基準判定10%以上20%未満の一部破損の認定を受けた住宅の修繕を支援しています。それ以下の一部破損でも最高5万円の修繕費を支給する被災者住宅修繕支援金を創設しました。これは独自にやってる。

また県内でも別府市や由布市においては、震災支援ベップ復興建設券制度や、宅地の石垣等の修復に対する支援策などを創設しています。他県でも県内自治体でも、復興の支援策を独自に創設し、被災者に寄り添った施策をしているのに、なぜ県は独自の支援制度の創設を打ち出さないのでしょうか、再度答弁を求めます。

(生活環境部長)

支援制度の創設についてお答えします。

鳥取県や県内の一部自治体が独自の支援制度を創設したことは承知しているが、各自治体がそれぞれの被害状況を踏まえて、判断したものと考えている。本県においては、先ほど答弁したとおり、既に国の支援制度を上回る独自の支援策を講

じており、その内容も他県と比較して充実したものとなっていると認識しています。引き続き、現行制度で対応したいと考えています。

(堤 県議)

自治体の判断で支援策を考えて創設したと。自治体の判断であれば大分県としてその判断は無い事でしょ。創設してないんですから。

だから被害を受けた一部損壊の方々に対して他県がしている、また県内の市町村がしているような支援策を県として全く考えてないというふうに認識してもいいんですね。

(生活環境部長)

先ほど申しあげました様に、一部損壊に対してどうするかという事、大変そういう状況もあるということですが、制度では無いんですけれど、義援金を配分させて頂いた。ここで私どもとしては、ある程度負担の軽減になったのではないかと考えているという事です。

(堤 県議)

義援金は制度ではない。全くそうです。だから制度を作ったらどうですかと言っている訳です。再度答弁を求めます。

(生活環境部長)

確かに制度ではありませんが、被災された方から見れば、それが一つの支援になったと考えています。そういう事で私どもとしては、このような対応をさせて頂いてるということです。

(堤 議員)

それは県の考えであって、被災者の考えではない。被災者の方々に話を聞くと、県として是非そのような制度を作ってほしいという声も多数のぼる。特に高齢者の世帯とか、単身の方の修繕は本当に大変なんです。未だにブルーシートがかかっている訳ですから。そういう方々を見ると、胸が痛まないですか。県として今後そういう方に対する支援策を創設していくという方向性すら、全く持たないという認識でよろしいでしょうか。

(生活環境部長)

今申しあげたように、やはりこの義援金で一定程度の金額がお寄せ頂いているということで、この義援金を活用させて頂いたということです。

(堤 県議)

これはこれからも議論していきます。

子ども医療費助成制度について

安心の分野では、「子育て満足度日本一の実現に向け病児保育の充実を図る。」とも述べています。子どもの病気への支援については、おおいた子ども・子育て応援プラン第3期計画において、「子育て家庭の経済的負担を軽減することによって傷病の早期治療を促進するため医療費の助成をする。」とされています。この趣旨から日田市や佐伯市など県内9自治体では、中学生までの子どもに対して通院医療費を助成しています。

県はこれまで「県が医療費の助成をすれば市町村もそれに伴って財政負担が生じる。安定的・持続的な制度運営のためには慎重に考えざるを得ない。」と説明しています。しかし半分の市町村で実施しているように各自治体は財政負担にかかわらず、子どもたちの将来のために助成制度を拡充しています。この思いに応えるためにも県として実施すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

(福祉保健部長)

子ども医療費助成について、本県のこども医療費の助成は、負担額が大きい入院については中学3年生まで、通院については受診回数が多い未就学児までを対象に助成を行い、子育てに伴う経済的負担の軽減を図っている。

9市町村では中学生までの通院を独自に助成しているところご指摘でした。子どもの数にすると8割近くとなる比較的人口規模の大きな残りの9市町では、財政負担や小児の医療体制への影響等を鑑み、実施していない状況。

安定的な運営が求められる本事業の拡大は、市町村の意向や医療体制への影響も含め、慎重に検討する必要があると考えている。

(堤 県議)

それでも半分が実施をしている訳です。半分の市町村が実施をしていないと言いましたけれど、それでは県として、その分の助成を県が作れば、各市町村が半分で済む。そういう点では県としてやる気になっていけば、残りの大きな人口のある大分市を含めて移行するんじゃないですか。県の考え方ひとつだと思うのですがどうでしょう。

(福祉保健部長)

本県は子育て満足度日本一としております。結婚から妊娠・出産・子育ての希望叶う社会作りを総合的に進める事が大事だというふうに考えています。子ども医療費の助成による経済的負担の軽減は、重要な取り組みの1つであるし、そういうふうに考えています。一方で県が果たすべき役割としては、現状では県内小児医療体制確保・充実が喫緊の課題であるというふうに認識しています。それに

加えまして、感染症の予防対策や、幼児保育の充実による子育て家庭の支援等という事も併せて、総合的に考えていくべきだというふうに考えています。

(堤 県議)

先ほど応援プラン第3期計画のお話をしました。このプランの中には早期治療で重症化を防ぎ、医療費の抑制にも繋がるというふうに言ってる訳ですが、このプランと医療費助成の拡充というのは合致すると思うのですが、それでよろしいですか。

(福祉保健部長)

もちろん医療費助成というのは非常に大事な事だと議員と同じ認識です。しかし一方で、今回の議会3日間の中で、3名の方が医師確保について心配をされました。特に皆さんの中にあっただのは、産婦人科であり、小児科であり、この確保は大丈夫なのかと言われます。色んな事を総合的に考えなければいけない訳ですので、医師確保と併せてこの政策も考えなければいけないと考えている所です。

(堤 県議)

この助成を拡充すると、小児科医の医師確保が難しくなるという認識でいいんですか。

(福祉保健部長)

例えば現場で無料化したところでは、昼間ではなくて、無料ならば夜間にかかるうとかそういう事も起っていると聞いています。そうしますと、やはり小児科医又は小児科の看護師さんの疲弊というのは、なかなか過酷な労働になるという事もありますので、そういう事も考えながらやっていかないと、やはり県内のお子さん方が医療にかかれるというのが、最も大事ですので、そこをまず確保したいと考えているので、そういう事も含めて条件整備がいるのではないかと、思っています。

(堤 県議)

夜間に掛かって医師や看護師が大変だと、そういうふうな実態が、この大分県内であるのかどうかというのは、調査しているのですか。

(福祉保健部長)

大分市内でも、実は24時間365日やって頂いた小児科、民間の方ですが、残念ながらもう夜間はできない、大変なんだと聞いておりますし、小児科医の方が非常に頑張って頂いておまして、365日24時間電話相談も受けて頂いている。それもやはり夜間が大変なんだというお話もお伺いしております。

こういった現場で、頑張っている方々の疲弊や、過酷な労働というのものなかなか無視できないというふうに考えております。

(堤 県議)

全国でも、小中学校・高校生までという所が自治体ではある訳ですから、日本医師会の方々も、「過剰な診療ではなくて、助けなければならない人を助ける」という財政審議会の中での発言もあるぐらいですから。そういう点では、小児科の医師の確保と同時にこの医療費の助成を拡充していくとは、同時に進めても出来ると思うので、是非これは子どもの貧困の問題・親の貧困の問題もある訳ですから、その点を今後詰めて頂きたいと思っています。

次に知事にお伺いします。東九州新幹線について「東九州新幹線は、災害に強い九州づくりを進めるに当たっての重要な基礎的インフラ。」と述べていますが、調査報告書では福岡県から鹿児島県までの整備費用は2兆6,730億円と推計されています。そのうち本県の整備費用負担については、償還期間を30年とすると1年あたり89億円であり、交付税により70%が措置されるとしても実質的な負担は33億円、50%では49億円となります。

しかし、これは現在の建設費用等を勘案して算出されたものであり、将来の物価変動等の考慮がなされていません。さらなる負担や交付税措置の変更も考えられることから、整備計画路線への一刻も早い格上げと早期開業に向けて力強く進めていくことは早計すぎると考えますが答弁を求めます。

(知事)

東九州新幹線について、東九州新幹線の取組を進めるかどうかについては、これまで慎重に状況を見ていたところですが、そのような中、東九州自動車道が開通し、また、新幹線を巡る状況は、県内外で大きく変化しています。国による「地方創生回廊」の提示や今年度の第二次補正予算等により、整備新幹線の開業が早まることが見込まれるほか、基本計画路線を持つ他の自治体の動きも活発化しています。また調査結果では、費用対効果は1.07となり、整備を進める判断が出来る数値が出ています。さらに、地方創生に取り組むことで1.36にまで高まります。この結果を4月から6月にかけて県内6カ所で丁寧に説明した際には、県民の皆様から肯定的なご意見をいただくとともに、経済団体等から推進の要望もありました。こうした状況を総合的に勘案して、今、前に進めなければ時機を逸するとの思いのもと、本県として推進することを決断しました。

今国会では、石井国土交通大臣が「基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワーク等のあり方について調査する」旨を答弁しています。東九州新幹線を含む基本計画路線に国が目を向け始めたと考えられ、今回の決断は時宜を得たものと感じています。

さて、議員から費用の面でご心配がありました。調査結果では、建設費用全体が2兆6,730億円、うち大分県内分が9,000億円となっています。ここから、JRと国の負担を除いた2,663億円が大分県内負担となります。これに70%の交付税が措置されれば実質的な負担は985億円となります。多額の建設費により、子や孫に借金を残すと心配される方もいると思いますが、実は、この十数年の行財政改革により、実質的な県債残高は3,091億円減少しており、新幹線の負担額以上に借金を減らしていると考えられることもできます。このようなことから、大分県が今、手を上げるという事は必要な事だし、適切な事ではないかと思えます。もとより東九州新幹線は息の長いプロジェクトです。その間には大きな社会情勢の変化や制度改正、技術革新の可能性もあり、負担額が増減することも考えられます。先日、桑原議員から、そして今日は堤議員からご指摘を頂きましたけれども、これからもこうした状況の変化をしっかりと見据えて必要に応じて柔軟に対応し、また県民の皆さんに説明するなど、丁寧な取組を進めていきたいと考えているところです。

(堤 議員)

費用対効果(B/C)の問題については、調査報告の中で、推計人口の予測、九州圏域では2020年以降急激な減少想定されるけれど、大分県と宮崎県では独自の人口目標値は減少傾向に歯止めがかかると設定。これによって計算されて、1.36というふうに出ている。これでもし計算されなければ、その分は1.0とか0.88とか、色々なB/Cが出てますけれど、良いところだけを取って説明するのはどうかなという思いがある。

企画振興部長、6カ所で説明会を開催してきたと、その6カ所の説明会に参加された方々は推奨の方もおられるでしょう。その中で、それ以外の反対の方の意見も出たのかどうか。併せて様々な課題があるというのは調査報告書に記載されております。それについての説明は、きちんとその会場の中でされているのかというのを、再度伺いいたします。

(企画振興部長)

説明会の中では、こういう理由で反対というはっきりとした意見というのは頂いておりません。

駅の位置がどうなるのか、どういうルートになるのかと言ったご意見を頂きました。そういう中で、是非進めてもらいたいという意見とすれば頂いています。大分の会場では、将来の何十年先の技術の開発によってどうなんだと、自動運転というお話しも出たんですが、その中ではこういうふうな新幹線の様な遠隔地を、

高速で大量に移送するという技術、これがやっぱり新幹線なんですという説明が有識者からありました。

参加者は6カ所合計で400名前後です。

(堤 議員)

そういう中で、先ほどから報告書を問題にしていますけど、この中で色んなところを指摘されている。大都市圏への人口流出の問題・日帰り出張で宿泊減少・高速交通により支店が廃止される・小都市としての機能が大都市へ集約されるなど、消費も大都市中心になることなどが指摘されている。こういうことも含めてちゃんと説明しているのか。

ただ駅がどことかそういうのは、一方的に新幹線が出来ました、どこに作りましょうかとなったらそういった問題も出てくる。ただこういう具体的な問題、さらに在来線の問題、赤字でしょう。そういうことも含めてちゃんと説明したんですか。ここを聞きたい。

(企画振興部長)

6カ所の説明会では、パンフレットを作成しまして、それに基づいて説明している。在来平行線線の問題なんかは、このパンフレットで詳しく記載をしております。そういった負担が出てくるというふうな事も説明をしている。またデメリットということで、先ほど議員からありました様な、大都市圏へストロー現象的な所も行なわれているというような説明もさせて頂いている。

(堤 議員)

特に僕達が話をする中で、在来線の本数が減少する問題が危惧される。若い人は結構新幹線を賛成する人は居ます。しかし高齢者の方は、在来線を守ってほしいということもありますから、是非これは早急な計画を進めないようにして頂きたい。